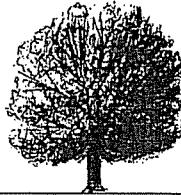


プラタナス



医聖ヒポクラテスは、この樹の下で弟子たちに医学を説いたといわれる

小さすぎる政府



岩手県 宮古市長

熊坂 義裕

(くまさか よしひろ)

1978年弘前大卒。弘前大医学部助手、岩手県立宮古病院内科科長を経て開業。97年旧宮古市長、05年合併後の新宮古市長就任。社会保障審議会医療部会委員、社会保障国民会議分科会委員、弘前大講師などを務める。

私が管理者を務める宮古広域消防本部の管轄する面積は神奈川県よりも広い2742km²、ここに約10万人が暮らしている。

この広大な宮古地域の医療を守る砦である県立宮古病院に循環器科の常勤医が不在となつて1年半が経つた。そのため、心臓カテーテル検査等が必要な患者は宮古市

から約100km離れた盛岡市の病院への救急搬送を余儀なくされている。

東京で受け入れ先の病院が見つからず、脳内出血の妊娠が死亡した事例は、都会でも医師不足が深刻化していることを知らしめたが、世界第2位の経済大国を誇る我が国で、医師の数が63位（世界192カ国の中の人口1000人当

たりの医師数の順位。2006年WHO統計）というのは、何とも割り切れない話だ。

医師不足が急激に顕在化した背景については、卒後臨床研修制度の導入をはじめいろいろと言われているが、詰まるところは医学部の定員抑制、医師の中の人材を促した医療費抑制という国の社会保障政策に行き着く。

ちなみに、医療界を震撼させた2006年度の3・16%の診療報酬マイナス改定は、1兆円を減らせという政府からの指示を逆算した結果だったという話を厚労省幹部から聞いたことがある。

改正介護保険法や障害者自立支援法も評判が芳しくない

その結果が医療崩壊を始めセーフティネットが壊れつづける今日本社会だとすれば、政府に対する国民の信頼回復が大前提ではあるにしても、歳入を増やす議論を国民に求め、社会保障費を増やす政策転換が必要不可欠なのではないだろうか。

2008年11月、社会保障

費を現在の約2倍と算定し、必要な公費部分の追加財源は消費税換算で4%になるとの報告書をまとめた。もちろんこれは最低ラインの見積書である。

欧州各国は押し並べて社会保障が充実しているが、欧州連合（EU）が加盟条件の一つとして「消費税15%以上」を挙げている事実を真摯に受け止める必要がある。

医療の現場から行政に入つて12年、医師も地方自治体も国の社会保障制度の下でしかりようがないという厳然たる事実と「小さすぎる政府」は国民を不幸にするという現実を痛感させられる毎日である。

地域経営に対する考え方
—「地域経営」と「地方分権改革」—

私は、平成9年、合併前の旧宮古市の市長に就任しました。折しも、地方分権の議論が盛り上がりを見せ、地方分権一括法の制定、平成の市町村大合併と地方自治を取り巻く環境が劇的に変化する真っただ中で地域経営に取り組んでまいりました。

平成17年に旧宮古市、旧田老町、旧新里村が合併して新宮古市となり、初代の市長に就任してからは、産業振興と子育て支援を二大重点施策に掲げ、「改革なくして合併なし」を合言葉に、徹底した行財政構造改革を断行することによって、健全財政を維持しながら、新しいまちづくりを推進してまいりました。

また、ここ3、4年は、県の権限に属する事務の多くについて移譲を受け、多くの業務について自己完結できる基礎的自治体を目指すとともに、自治基本条例を制定し、住民の参画と協働を推進して、自己決定、自己責任の原則に基づく、自立したまちづくりに取り組んでおります。

このように振り返りますと、私自身の「地域経営」は、まさに自己決定、自己責任の原則を掲げた「地方分権改革」とともにあり、「地方分権」の議論がなければ、私自身、ここまで自由（大胆）に地域経営ができなかつたものと思っております。

この自己決定、自己責任の地方分権ですが、最近、危惧していることがございます。

現在、国内、殆ど全ての市町村は、定額給付金の支給業務の最中であると思います。

あらためて申し上げるまでもなく、定額給付金支給事務は、自治事務とされています。自治事務は地方公共団体自らの判断と責任により行なう事務ですが、今回の定額給付金は、国会で盛んにその必要性が議論され、全国民を対象に全国一律に定額の金銭を給付するものであることから、あくまでもその実施責任が国にある法定受託事務で処理すべきであったと考えます。

もちろん、自治事務である以上、給付金の支給を行うか否かについて国は強制できませんので、この部分についての判断の権限は各市町村にございます。しかし、国による活発な広報活動により、住民は定額給付金の支給を既定のこととして受け止め、国からの技術的な助言という名の指示により、市町村は支給を前提に事務を進めざるをえない状況です。いわば、国により外堀を埋められたような状況において、市町村は住民に対し、給付金を支給しないという選択はできません。

このことから、市町村は、実質的な判断をすることができないまま、定額給付金支給について、自治事務としてその実施責任を負うこととなってしまっております。

本来、自己責任は、あくまでも自己決定があるがゆえに負うものであると考えます。國におかれましても、自己決定したものについては、自己責任を負っていただきたいと思います。